平成２８年（フ）第５６号
佐賀市朝日町６番38号　松林借家
債務者　井手　道雄
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　　直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６８号
佐賀県鳥栖市本町１丁目947番地３　第２本町マンション203
債務者　渡邉　　元
1　決定年月日時　平成29年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　園　　真規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月23日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
鹿児島県鹿屋市田崎町4542番地３　かりんハイツ206号
債務者　山形　龍史
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩井　作太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
新潟県佐渡市寺田566番地　グループホームはたの、住民票上の住所新潟県佐渡市上新穂617番地６
債務者　土屋サダ子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２８年（フ）第８６号
新潟県新発田市長畑219番地
債務者　髙橋　幸一
1　決定年月日時　平成29年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　斉史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月12日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第８３号
兵庫県西脇市野村町1814番地の29
債務者　梨木　宣宏
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　裕史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第２４９号
茨城県石岡市若宮１丁目１番43号
債務者　小島栄太郎
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　昌典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月24日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２５０号
茨城県石岡市国府３丁目４番24号
債務者　村山　　裕
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　昌典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月24日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２５７号
茨城県つくば市みどりの１丁目１番地４　グランドパレスＮＳ―10　607号
債務者　丸山志津代（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤しのぶ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月24日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２３５号
愛媛県松山市居相１丁目９番21号
債務者　岡本　智香
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月27日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２号
福岡県久留米市青峰３丁目２番237号
債務者　重松　政喜
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三溝　直喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第７６８号
福岡県遠賀郡遠賀町大字尾崎234番地の１　ソレイユ遠賀Ｅ棟203号
債務者　首藤　千春
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４５１７号
大阪市淀川区西三国４丁目３番25―808号
債務者　中川眞由美
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６５４号
大阪市東成区大今里南５丁目３番20―301号
債務者　青木　大介
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６９２号
大阪府東大阪市東石切町５丁目４番８号　メゾン・ウィステ　Ｂ棟202号室
債務者　川畑　正美
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７２８号
大阪市東淀川区瑞光４丁目２番13―503号
債務者　吉本　照美（旧姓猪井）
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７３８号
大阪市生野区中川２丁目１番３―801号
債務者　政　枝美子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部